

和泊町告示第 80 号

むうるしまちゅんど〜故郷旅〜補助金交付要綱を次のように定めた。

令和 8 年 8 月 28 日

和泊町長 前 登志朗

むうるしまちゅんど〜故郷旅〜補助金交付要綱

むうるしまちゅんど〜故郷旅〜補助金交付要綱（令和 7 年和泊町告示 89 号）
の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、島外に住所を有する本町出身者及び本町出身者の親族（以下「出身者等」という。）に沖永良部島への来島を促し、故郷を訪れ、沖永良部島を体験して、島の良さを感じ又は思い出すことで、郷土愛を醸成し、移住定住促進や郷土会などへの参加、ふるさと納税の意欲向上につなげるとともに、入込客数の平準化等の観光課題の解決を図ることを目的として、町内の宿を利用した場合に限り、予算の範囲内において旅費の一部を負担するむうるしまちゅんど〜故郷旅〜補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、補助金を交付することについて、和泊町補助金等交付規則（平成 22 年和泊町規則第 18 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この要綱において掲げる用語の定義は、それぞれ次の表のとおりとする。

用語	定義
出身者等 （右記のいずれかを満たすもの）	本籍が本町にある者（除籍含む）及びその親族（直系 2 親等以内及び配偶者）
	親族（直系 2 親等以内及び配偶者）が本町に住所を有する者
	一定期間（5 年間）以上本町に住所を有したことがある者
町内の宿	旅館業法（昭和 23 年法律第 138 号）その他法令に基づき、旅館は住宅宿泊事業を本町内で営む宿泊施設

（補助対象者等）

第 3 条 補助金交付の対象となる者及び補助金額は次のとおりとする。

- (1) 補助対象者は第 2 条で定義する「出身者等」とする。また、出身者等の複数人による同行程の申請の場合は 2 名までを補助対象者とする。

(2) 補助対象者への補助金の交付は、年度一回限りの交付とする。

(3) 補助対象者への補助額は次のとおりとする。

ア 交通費 1人当たり 15,000 円を上限とし、実費額又は上限額のいずれか低い方とする。

イ 宿泊費 1人1泊当たり 2,000 円を上限とし、かつ5泊を限度とする。

ウ 旅先納税事務局株式会社ジャルパックが実施する「奄美群島 e しまギフト」の和泊町内の加盟店における、奄美群島 e しまギフト利用者 1 人当たり 5,000 円とする。

(適用除外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものは補助の対象としない。

(1) 旅行会社等が企画する複数人のツアー商品による来島者

(2) 奄美群島振興交付金を活用した「奄美群島航空・航路運賃軽減事業」利用者
(補助対象期間)

第 5 条 補助金の交付の対象となる期間は、第 7 条の規定により補助金の交付の決定を受けた日(以下「交付決定日」という。)から当該交付決定日の属する年度の 3 月 31 日までの間において、町長が別に定める期間を対象とする。

(補助金の交付申請等)

第 6 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) むうるしまちゅんど〜故郷旅〜補助金交付申請・請求書(第 1 号様式)

(2) 宣誓書・同意書(第 2 号様式)

(3) 対象経費の領収証及び奄美群島 e しまギフト利用に係る経費を明らかにする書類(搭乗・乗船証明及び宿泊・交通費領収証等)

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金交付の決定通知及び交付の条件)

第 7 条 町長は、前条の規定による申請及び請求があった場合は、その内容を審査し、補助金を申請者に交付することが適当であると認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、むうるしまちゅんど〜故郷旅〜補助金交付決定・確定通知書(第 3 号様式)により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(決定・確定通知の取消し又は補助金の返還)

第8条 町長は、補助金交付の決定・確定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合には決定・確定通知を取り消すこと、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 申請書その他関係書類に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 補助事業の実施方法が不適當と認めたとき。
- (3) 決定・確定通知の内容又はその他町長の指示に違反したとき。
- (4) その他この要綱等の規定に違反したとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月28日から施行する。